

平成 30 年 8 月 10 日 大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

日 時 平成 30 年 8 月 10 日（金）午後 6 時～8 時 15 分

場 所 大阪市役所地下第 10 共通会議室

出席者 委 員 : 別紙のとおり

事務局 : こども青少年局子育て支援部こども家庭課

オブザーバー: 大阪市こども相談センター

大阪市南部こども相談センター

18 : 00～ : 18 : 15

<事務局>

事務局から、資料に沿って会議開催について説明

<事務局>

それでは、会議の進行を分科会長にお願いしたいと思います。津崎分科会長からご挨拶いただきたいと思しますので、よろしくお願ひいたします。

<分科会長>

よろしくお願ひ致します。膨大な資料を渡されてこれを見て皆さん方が自分で見て自分たちが考えていかなければならないと思われている方が多いのかもしれないですが、一番最後に示されたようなワーキングチームを作って対応したいということがあるようです。この会議は何をするのかということですが、この会議は全体を見た課題提起をしっかりとするということが大きな目的のようですので、各分野からですね、色々お気づきの点、今回国が出しました新しい社会的養育ビジョン、ご存知でしょうけれど、反対意見と賛成意見の両方があります、現実的に知っている人は難しいと思っています。知事会も反対している、業界団体も反対している。ただ、それに基づいて国が各都道府県にそれに基づいて国は計画を作るようにということですから、現実的なところも踏まえてどういう計画を作るかということが問われるということでそれぞれの分野から課題点を指摘していただいて、それを踏まえてワーキングの方で十分な議論を続けていただいて文章化ということを考えているというところで、よろしくお願ひ致します。以上でございます。進行はこちらでよろしいですね。

<事務局>

はい、よろしくお願ひいたします。

<分科会長>

はい、ということで、進行の方に移りますけれども、まずは会議の公開及び会議録について事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>はい。では私の方からご説明させていただきます。審議会等の公開につきましては、大阪市として、審議会等の設置及び運営に関する指針を定めまして審議会等の会議を公開することにより、行政運営の透明性の向上、簡素効率化など図るとともに市政に対する市民参加を促進することとしております。当会議でも別途傍聴要領を定めまして、会議を公開することとしております。また、同指針におきまして会議の公開を決定した審議会等は個々の発言内容の要旨発言者氏名まで記載された会議録及び答申報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において市民等の閲覧に供するものとするとしてされておりますので、会議録として委員各位からの発言内容等につきましてホームページ用に掲載させていただきたいと考えております。委員の皆様方にはご理解賜りますようお願いいたします。

本日傍聴者は0名でよろしいでしょうか。

<事務局>

はい。

<事務局>

本日傍聴者は0名であり、傍聴者はおりません。

<分科会長>

よろしいでしょうか。

<事務局>

はい。

<分科会長>

ということで、中身に入っていきたいと思います。まずは議題1 大阪市社会的養育推進計画の策定についてというところを大阪市よりお願いいたします。

18 : 15 ~ : 18 : 30

<事務局>

資料に沿って議題1について説明。

<分科会長>

はい。ということなのですが、説明いただいた内容について皆さんの分かりにくいところの質問とか内容の確認ですね。ご意見を出してもらえたらと思いますが、いかがでしょうか。

<委員>

158 ページ最後の方でおっしゃった数字の見方なんですけどね、1番目が市管児童施設、2番目が本市、重なっているかどうかわからないんですけど、例えば児童養護施設に限定して見ると660という数字が両方ともにありますね。だから660人が市の管轄の施設に措置委託されているこどもたちということですね。

<事務局>

大阪市のこども達です。

<委員>で、上を見ると横に37があつて697になり、縦を見ると101、55、54があつて887っていうのがこれが単に分らないだけでそれを整理をしてもらえればと思います。

<事務局>はい。在籍数というのが施設に在籍するこどもの数でして、大阪市から措置している児童が1番の資料で言いますと一番上の660が大阪市の管轄施設に大阪市の措置として入っているこどもが660、37というのが大阪府であるとか例えば堺市という、他都市の児童が大阪市の管轄の施設に入っておりますので、37というのは大阪市以外の児童相談所が措置したこどもさんが大阪市の管轄施設に入っている和となります。下の本市措置児童の委託先ということで、上の市管施設の660は先ほどの660と一緒になんですけど、市の管轄以外の大阪府や堺市など大阪市以外の児童養護施設に大阪市からの措置として210名のこどもが例えば児童養護施設であれば措置して生活しているという数字になっております。

<委員>了解です。ということは極端に言うと市の審議会として市のスコアだけの話をする場合は2番で良いということですね。

<事務局>

大阪市として必要な児童数はそうですね。

<委員>市としての措置児童数は2番の数字がスコアとしては必要になっていますね。つまり、33.3%にしていかないといけないというような将来計画として、施設側がどれだけ受け入れられるかの話ではなくて、我が市にいる子どもたちをどういう支援先につなげていけるかという話になるから、そういう意味で言うと表2が議論の対象になると。そういう理解で良いでしょうか。つまり表1の37人は他の自治体の人にとってのスコアになると。

<事務局>

そうですね。里親委託率についてはそのような考えになります。ただ、グループホームの整備ということになると、グループホームとして施設でカウントしているのが、市管施設の状況でカウントしておりますので、その部分については市管施設のみということになります。

<委員>

もう少し分かりやすい資料を作ってもらったら良かったのではないかな。

<事務局>

少し難しいところがあります。施設の整備という意味では市の管轄施設の小規模化かつ地域分散化です。

<委員>

つまり、33.3%という数はこどもの数ではなくて施設の定員、ファミリーホームや里親が33.3あったら良いということになりますか？

<事務局>

受け皿としてはそうですね。

<委員>

こどもが1,000人いるとして、それが333人ずつ。それが他所の県、例えば話だけど、他の県のファミリーホームや里親に333人出せればよいのか、極端に言えばだけど、大阪市の子が大規模施設に入っていたとしても、大阪市内のファミリーホームや登録の里親さんが他の自治体を受け入れた場合については33.3%に数えるということになる？

<事務局>

いえ、他都市からの受け入れの部分は数えないです。

<委員>

結局あくまでも大阪市の子どもたち1,000人を、となる。

<事務局>

お見込みのとおりです。ただ、受け皿としてどれだけ整備していくのかというところは市管の施設だけに限っていきます。例えば、神戸市の施設がどうかというところは入れない形になります。

<委員>最終的に33.3%をファミリーホーム・里親に出すことができましたという時には神戸市に預けているこどもは入れているの？

<事務局>グループホームのところはそれはできないのですが、里親のところは大阪市内に登録されている里親のところ委託されておりますので。

<事務局>

本来であれば、大阪市の市管施設、委託里親さんって大阪市の措置が必要な子どもたちがすべてがまかなえればきれいなのですがけれどもそれが今は不一致ということで、数字の考え方がややこしくなっているんですけれど。

<分科会長>

33.3%は消えたんだけども。

<委員>

数字の根拠が出す側の話をしているのか、受け入れる側の話をしているのかが、ずれているから、どっちを見て議論するのかと。本来は出す側だけど、うちのこども達の何割をこうすることができましたという成果を本来出すと。ただ、そうするとどっちか。さらに厳密に言うとなんか難しい。

<事務局>

理想は2番だと思います。大阪市の措置児童がそうなるとうちは理想なんですけれども、他都市とのこどもたちの入所の出入りもあってきれいにお見せできないのが現状です。

<委員>

基本考えるのは本市措置児童委託先を少しでも小規模であったりというところにしていこうというのが、この会の基本的な目的であるという理解でよろしいでしょうか。

<事務局>

はい。

<委員>

そのためには現実的には施設をこの場合は、増やすとか小規模化するという1番の充実も結果的には必要となってくるけれども、というものの理解でよろしいか。

<事務局>

はい。

<分科会長>

よろしいですか。他県と入り組んでいる部分はどのところで、分けると考えているのかがちょっと分かりにくいですが。要は市管の施設でその国の提示している割合に近づけるということで良いんですね。簡単にいうにはね。

<事務局>

はい。小規模化については。

<分科会長>

ややこしいからね。

<委員>

市管の他都市から来ている37は入れないんですね。

<分科会長>

市管の他都市から来ている分のこども？

<委員>

5%他都市の子を受けているわけですよね。いろいろな事情で。それは神戸市にとって施設に入れていますというそっちのスコアになる？

<事務局>

ええ、大阪市の数値には入ってこない。

<委員>

だからそういう意味でいうと市管か府管かというわけではなく、里親やファミリーホームを増やしていきたいというお話ですよね。

<事務局>

はい、そうです。

<委員>

施設であったとしても、分園型のグループホームにしていきたいということ。極端に言えば他の自治体をお願いする数値目標も含めての話？

<委員>

基本的に言うとね、他府県のケースですけど、もともと大阪市のこどもだったということもあるんです。定住してしまうから、他府県のケース移管をすることもあるので、まるっきり大阪市が関係ないということではなくて、大阪市の措置児童がいたら処遇の差があつてはいけないと思うので、みんな小規模又は家庭的養育を受ける権利があるということで考えていけばいいんじゃないかと思うんです。こどもの立場から取ったら他府県に行ったら、極端な話を言ったら、他府県の充実したところに全部任せたらいいんじゃないかとなる。そうはならないのではないかと思う。

<分科会長>

他市をお願いしていますね。府管・堺市、その他で210、4分の1は他県をお願いしている。市管で650ですよ。

<委員>

3：1だから4分の1。

<分科会長>

それをカウントに入れなくて、市管の施設だけで市の措置しているこどもの割合だけ高めたら良いの？

<事務局>

基本的には整備の場合は受け皿でやはり考えるのですけれども、どれだけ受け皿を整備できたかというところでそれがグループホームで何人分ということになります。ただ、里親に限って言うと施設整備という考え方ではないので、ここは委託児童数という指標です。児童数で揃えようとしますと他府県の子について考慮しようがないので、施設のことについては、あくまで市管施設の整備状況というところで数字を積算しまして、既存計画を作成しております。これまでの既存計画の24%というのは里親・ファミリーホームについては、委託児童数が全体の24%ということで積算しています。本体施設やグループホームについては整備数で積算しています。

<分科会長>

それは他都市に委託しているのは除いているの。

<事務局>

他都市の委託という観点は含めていません。

<分科会長>

他都市に210人入れていて、市管の施設で市が直接しているのは660人ですよ。

<事務局>

はい。

<分科会長>

660人だけで考えていくの。

<事務局>

施設については、660人の数字ではなく整備数です。

<委員>

簡単にいうと 697 になるのか、870 の方になるのか。つまり、養護施設の何十%というスコアを出すときには、この 697、986 人中の 697 なんですという数え方をするのか。

<事務局>

整備数ですので、986 でもなくてですね、暫定定員の 1,177 というのが施設で数えている割合の母数です。その 1,177 のうちのどれだけグループホームがあるのか、どれだけ本体施設なのか、というところでグループホームと本体施設の割合がでてきます。同じようにファミリーホーム、里親で考えられるかという里親はここが委託児童数なので、元からその部分が合っていないことになります。

<委員>

施設系は実際にどのくらい入所しているかではなく、定員で考える。

<事務局>

どれだけ受け皿として整備できたかという整備計画で見ます。

<委員>

グループホームの枠組み、グループホームの 125 人という形式というか理論上の枠組みを増やすことが大切なんですね。

<事務局>

はい

<委員>

理想を言うなら施設やらグループホームは理論上は少ない方が良くから 300 作っておいて実際には 200 しか利用が無くても、その分、ファミリーホームとかに回っているならいいことだけれども、そっちは普通の施設の定員を 3 分の 1 まで減らして、グループホームを 3 分の 1 まで定員を膨らますということがそっちの目的になる。

<事務局>

里親の場合は定員という考えがなく、委託児童数で図っていますが、委託児童数を増やしていきます。そこが増えていくと施設の本市の措置児童数が減りますので、その状況が続くと全体の暫定定員というところが減っていきますので、整備状況というところの母数が減っていく。その中で暫定定員の中の内訳でグループホームが何割という割合を増やしていくのが小規模化ということになります。

<委員>

将来そういうのが分かる表を工夫して作ってください。混乱を招くと思いますので。

<事務局>

この資料は今の大阪市の状況という実態を表しただけですので、逆に言うと大阪市の状況として他都市に措置されている児童数が課題として表れている結果だと思います。

<分科会長>

国がとにかく純粹に前は三分の一、今は 75%とか学齢児 50%とかあくまでこどもの措置数で国は考えている。

<事務局>

措置数です。

<分科会長>

逆に言うと措置数を 75%とか 50%に変えろということですから、そういう意味では実施する数をそんな形に持って行けということですね。整備の暫定の定員の枠組みですという理屈としては分かりますが、実際 75%が里親に行くのかと言われると違う話だと思う。ワーキングで基本的には、最終的には

とにかく措置の数を75%にするのかとか、施設・ファミリーホームとか、学齡児でも5割が里親委託というような言い方ですからね。

<事務局>

資料説明の過程で混乱を招いたのは措置の他都市児童数が入っているのが施設だけで、里親には入っていなかったの、表現の仕方としては考えていきたいと思います。ただ、おっしゃる通り大阪市が措置している子たちの里親委託率を計算しております。

<分科会長>

数字の書き方が分かりにくいという話もありましたけれど、ほかの委員の方はいかがでしょうか。良いのではないかということですね。進めてきた経緯、さらに里親委託については、小規模化とかファミリーホームとか進めてきたということですね、大筋は。

続いて大阪市の社会的養育推進計画の策定の流れについて事務局から説明してもらいます。

<事務局>18:50~19:20

資料に沿って議題2について説明

<分科会長>

ということですが、いかがでしょうか。

<委員>

数点あります。一つはまず、この中の児童相談所の機能を強化するのだとか、一時保護を改革するのだとか、施設を改善しないといけないという類のところは全面的に支持します。そこはしないといけないことですよ。一方で言うと単純に言うと里親とか特別養子に持っていききたいというような話があります。それについてプロの方の施設をきちっと小規模化させていったりレベルを上げて行ったりとか、児童相談所の機能を強化すること、これはしないといけないことですよ。里親は、里親をどう増やすかということであったり、特別養子で一生育てていこうという人をどれだけ増やせるのか、というお話がそもそも粗製乱造するべき数字ではないですから、どうなんですか、というクエスチョンがあります。そもそも最初の話になりますけれども、ニーズ把握というのが本当にこの方法でいいのかと、研究者で関わっているんだとしたらニーズ把握が内容を聞かせていただいた上でとなりますが、この子は家庭がいいとか、この子は里親ではなく、児童心理治療施設だとか、そういうことを記入してもらわなければならない。

<委員>

これは府のバージョンですね。これに手を加えていくということでしょうか。

<事務局>

これを参考にしつつということで、また国の方からは基本的には子どもさんが大体養育が必要な場合は援助方針会議で里親委託を検討しなさいと出ていますので、今時点でも各ケースワーカーは援助方針会議の際には子どもさんの状況を鑑みて適切なかどうかはいったん考えるというスキームになってはいるんですが、ただ大阪市の場合は実際里親さんに委託をお願いしたいと考えていまして、里親さんの数が絶対的に足りておりませんので、考えた上でそれでも子どもさんの代替養育の状況から二番目三番目に適切な場所として次の児童養護施設とかファミリーホームという形になっておりますので、ケースワーカーの一個人の考えというよりも援助方針会議等で踏まえた結果も勘案した上での調査になったらと考えております。

<委員>

もし、意見ができるとしたら、そこに関してのコメントで、それでは本当のニードは掴めないよ、であったりとか、ワーカーの主観ではなく、このような外部者が想定するべきだという外部の先生がコメントするならば、そこが肝心、要でニード、総量の把握を基礎データとして調査する際のコメントだと考えています。そこが恣意的になりうるのではないかと考えています。40時間だったり、50時間だったり、ケアマネジャーに依頼する時も本人に聞くのとワーカーが想定するのでは、まったくボリュームが違うことがある。それは主観ですよ。ボリュームの想定をするということは、一定の外部委員会だったりとか、専門的なことを言えば、客観的なところで必要なんでしょうね。そこで職員個人ではなく、会議という話もあったけれども、このボリュームはどういう風な形で想定したのか、それを外部者が見ても耐えられるような理屈なのか、会議が行われているけれども、結果が反映されていますとか、もしそうではなく児童相談所にアンケートを書かせていますということであれば、アンケートの標準化を図らないといけない。評価が分かれる可能性があるから、そこについての評価をどうするのかといった議論が必要ではないかと思えます。悪く言えば恣意的になる可能性があります。

結論から言いますと、今ある児童相談所や一時保護や養護施設を磨き上げていかないといけないという部分は議論して欲しい。けど、本当にここで言われている里親をどんどん増やす、特別養子をどんどん増やす、かつその必要性のボリュームを想定するということはやらないといけないけれど、不安定に見えるという感想があります。現場としてはだからこそ、こういう標準化であったり、だからこそ里親をどう増やしていくのか、といった一番難しいところをして欲しいです。

もう一つは特別養子と養子と里親は全然分けて考えていますけれど、ともかく要は失敗もあるだろうという気もしています。そういう話をしっかりと掴んでいって、つまり特別養子が決してパーフェクトな理想の模範解答ではないわけで、見方からすると素人に丸投げしているわけであって、それを成功している例もあるのか、残念ながら辛い結果になっているのか、そういったところを単純に掴んでいってマッチングレベルで上げていく、やっぱりこんなケースはいくらご本人が希望しても無理なんだよね、そんな安心してお預けできることも、既に別のところではやっているだろうけれども、ここにも是非盛り込んでいただきたい。ただ増やせばよいのではなくて、こういう場合は、でもしちやいけないんだよねといったような成功事例の蓄積と同時に失敗事例の蓄積をしっかりとる中から良いマッチングをしてもらえる、そうなる何十パーセントの養子里親と言われてもしんどいだろうなど不安が残りますね。

<事務局>

はい。調査票につきましては、こども相談センターの方からもワーカーさんの個別判断になってしまっただけではないのではないかという意見もいただいております。府のニーズ調査票をそのまま使うのではなくて、ここに検討を加えた上で元々このニーズ調査票策定に関わっておられた先生にも意見をいただいております。

<分科会長>

処遇会議で社会的養護が必要と判断したうち、里親に本来は望ましいかというのを具体的に数字に出すということになりますね。

<事務局>

援助方針会議ですね。

<分科会長>

会議で決めてますね。そこで出てきたうち、今はないから施設に行っているけれども、本来は縁があれば里親に行くのが望ましいという本来の数字をクリアにするということでしょうか。処遇会議の判断がベースになるという理解で良いですかね。

<オブザーバー>

その前にはちゃんとケースワーカーが保護者と話し合い、施設入所か里親か、その時は里親に対してどこまできっちり説明できているかと思います。施設はわりと写真を見せたり、そういうこともいって説明できていますが、里親さんは個人なので、どこに行くか分からないので、里親のことをきちっと説明して、それで保護者がお願いしますと言われたけれども、実際には施設しか空いて無かったと、それを先生がおっしゃられたように客観的にこども相談センターのワーカーが恣意的にやっているのではないかと、そここのところはどうかかな、と見た目で決めているということですかね。

<委員>

親が施設に預けるところまではしぶしぶ認めても、里親に任せたいですとは言わないですよ。

<分科会長>

それが一番一つの問題になっているんですよ。ワーカーは里親が望ましいと考えた。でも、親は里親には預けたくない。それはどっちに入れるのか。

<事務局>

基本的には親の同意とは関係なく、こども個人を見た場合という国の考え方が挙がっています。

<分科会長>

個人で里親に入れた方がいいと思えば、親が反対していたとしても、本来は里親の数に入れるのですか。多くなりますね。

<委員>

虐待事例の相談歴ということであれば、乳幼児であれば里親ねという形になってしまうじゃないですか。理論的に言えばね。

<分科会長>

本来はと思えばそうですよね。

<委員>

そもそも虐待されている子なんやから、本来は家庭復帰というわけだけれど、このおうちに戻すのという話になるとこうなりますよね。

<分科会長>

確かにどう持っていくかでかなり数字が違ってくるようになってくるような気がしますね。課題のある子なのか、実際難しいから施設でという判断もありますよね。本来はどっちかと言われると里親ですけどもね。

<委員>

期待値の分は上がりますけれどもね。

<分科会長>

どこに基準を置くかで変わりますよね。

<委員>

調査の目的が何かですよ。現実的なことを言うと何を調査するのか分からないですよ。調査をやってしまうとこれだけのニーズを作ってしまうというような気がちょっとしていますけれどもね。

<分科会長>

本来は半分くらいしかありません、となるのか、そこの数字をどういう数字を使うべきなのか。

<委員>

ニーズ調査で本当は。

<委員>

そのため、社会的養護で育った子の意見などを聞くじゃないですか。そうなる大人になって、今18歳くらいの子に経験を聞いたんですけど、その子の場合施設が良かったというんですよ。やっぱり気に入らなかつたら里親は駄目じゃないですか。自分が選択する先生がいて、そこで良い先生と出会えて良かったと。年齢によって色んなこどもさんの違うと思うので、ニーズって誰のニーズってというのが大事だと思います。

<分科会長>

施設出身者はね、施設は良くない、里親の方が良いという反発するね。自分が施設で育っているから。

<委員>

里親で育った人は里親が良かったって言う人もいますね。

<分科会長>

だから施設で育ったままだと知らないじゃないですか。施設で一般論を言うと里親の方が良いという、その考えに反発しますね。

<委員>

ニーズっていうけどね、ニーズっていうのはその子に何が必要かなんですよ。それに対して何を提供できるのかというのは別の話なんだよね。そういう意味ではパーマネントの愛情が必要だというわけだけど、パーマネントというのは虐待もあるわけですね。だからそういう意味で言うと本質的にはパーマネントと言っているだけで、コロコロ変わる施設に対して実の家庭はパーマネントだ、だから良いんだと、だけどそのパーマネントで虐待されているから来ているわけで、次にパーマネントが家庭っていうけど、それは市民を使うわけだから、みたいなどころがありますよね。そこでとにかくニード調査っていうけれど、提供できる、つまりニードは施設や里親っていうニード、それはあるものを提供しないとしょうがない、だから、作為がまさに理想を言えば、養子は別だと思っていますが、里親とかファミリーホームとかともかく安定して小さくして、ただ、それは社会に晒されてないといけません。密室化すると虐待が起こるわけですから、社会に晒されている状態にはどんどんしたら良いと思います。

<分科会長>

先行の欧米が日本よりも里親の仕組みを作っていて、それで今言っている部分での失敗事例がいろいろ出てきています。ドリフト現象でどこも里親がこれで良いのかと、両方傷ついていると。少なくとも失敗事例の検証、仕組みと知見を共有する仕組みは作らないと、里親を増やしたらいいとはなりませんね。全国里親会でも失敗事例の検証、仕組みを作らないといけませんと強調していていますね。里親を増やすのであれば、必然的に失敗事例は増えますね。逆に言うとその特別養子に失敗してしまうと解除できないですよ。実際に特別養子でも失敗しているというのが挙がってきています。これが一番悲劇です、こどもも里親も。ですので、今回課題として失敗事例の検証と、里親を増やすというのであれば、そこを先行して考えないといけませんというのがあります。

<委員>

後、小規模化の成功例と難しさを同じように実証していかないといけないですね。

<委員>

若い職員がね、1～2年の職員が小さいところを任されてしんどいわけですね。大きいところだとまだ経験10年の先生と共有できるわけですけど、たまたまキャリアのあるところは良いですけど、キャリアのないところがホームを任されて、しかもホームは他人に頼るのがしんどくなる、つまり恥になります。うちの子が暴れています、というようなホームのセンター長が聞きにくくなります。密室化するのが同じ形になりますね。

<分科会長>

実際に聞いていますと、小規模化しているユニットがプラス、マイナス両方出てきていると言っています。これもどういうプラス、どういうマイナスが出てきているのかを十分確認して欲しい。で、小規模化を進めないと、何でもかんでも小規模化を進めたら上手くいくにはなりませんね。小規模化で人数を少なくすると現実に子どもは退行します。里親家庭でも退行を起こします。そこで、一人の子ども、二人の子どもが振り回されます。そうなりますと、小規模化が理想と言いながらも職員が振り回されます。そういうところも含めた体制を整えないと、国は一つの理想論、パーマネンシーと言っていますが、そう上手くいかないことがあります。というようなところも含めて各委員より、こういう課題はしっかりと押さえておいて欲しいというような意見を欲しいと思います。いかがでしょうか。

<委員>

もう一つですね、施設、里親、ファミリーホームと三本柱となっているけれども、本当は施設に入ってもショートステイ、短期里親で週末に利用するといったこともやってきているじゃないですか。そういったフレキシビリティというか、より柔軟なことは数字に出てこないのですよね。そういうことだってあるよって、週末里親ってとっても楽しみにしていますよね、子どもたちが。それだったら、日本の小さい家屋でみんなが週末位は預かれるよね、といった人も結構多いと思うんですよね。そういったことも選択肢として入れるべきかなと思います。数字には表れないけれど、そういうたくさんの形態があるよというのは提出してもよいのではないかなと思います。

<分科会長>

これもね、里親会の立場から言っているんですけど、いきなり里親を増やそうとしても上手くいかない。もうちょっと敷居を低くして、例えば、週末とか1日里親とか、そういうのだったらできるかなど。そういうものを計画の間に入れるべきである。段階を得て里親が里親として成長していけるもう少し取り込みやすいものを入れないと、いきなり里親75%、50%は無理である。大阪市の里親の開拓を9年間しましたけれど、ほとんど増えていかない。そんなに増えない。実際のかかわりが先行しないと無理ですね。

<委員>

里親、特別養子と違う、柔軟な中間型というか、そういうステップが必要だというのはありだと思う。国の数字の出し方ではこうなるけど、我々としてはこういう仕組みが必要だというような。里親の審査をしても、ひとまず週末からとか体験して欲しい人も多いし、そこで終わる人もいるし、そこからどンドン進んでいく人もいる。特別養子前提の人以外は、養育里親として頑張ろうという人は特別養子で子どもが生まれて欲しいというケースのですね。週末里親、週末だけなら、夏休みだけならというところに働きかけていけば可能な気がします。そこを磨いていくこともありなのかなど。そこにチャレンジする必要があるのではないかな。

<委員>

里親の数も増えますよ。

<分科会長>

問題なのは、全国的に子ども委託されている子どもが少ない。

<委員>

マッチングがなかなかうまくいかないんですよ。

<分科会長> 部会長

全国の登録されている里親は登録されているのに来ない、と不満を言う。

<委員>

里親だけでなく、ボランティアもそうなんですよ。ボランティアもボランティアセンターに登録しているが、マッチングができない。そういう意味で言うとマッチングという概念自身がいわゆるサプライサイド、提供しようか、という方に対して受け入れのボリュームが大きいとしても、マッチングしたら小さくなる。純粹に子どものことを考えると子どもの10倍ぐらいボランティアしてもよいですよ、という人がいないと無理なんですよ。里親さんとする、いっぱい調査もされてやっと認めてもらったのにいつまで経っても来ないのが不満なのも分かるよね。

<分科会長>

一つはね、養子で、特に地方の場合は登録している人にきません。養子に出す子がいない。だから、養子と養育のミスマッチはあるんですよ。登録したものの、委託できないような場合もありますね。

ここから膨大な計画を作らないといけないところ、この点はちょっと課題として押さえておいて欲しいというところはないですか。

<委員>

施設として受け皿として存在していますよね。その中でこういう国の一方的な意見で、実際の我々見ている側としては非常に不安を感じるわけなんですよ。だからそこで共に大阪市と話し合いしながら、勉強会というか施設の実態っていうのを鑑みながら里親支援専門相談員も配置していますし、活用するのは多機能だとか必要なことです。ただ、ちょっとしんどいのではないかなと、こんな治安の悪い大阪で地域に小規模化で分散させなさいというのが無茶な点があるのではないかなという意見もありますのでね。安心して子どもを預かるという点を一番尊重した上で色々な活用をしていけたらなと思います。これの勉強会でできないことはできないとはっきりと言いたい。ただ、里親さんの問題になるとなかなか、親が里親が嫌だということも子ども相談センターとしては尊重されるんですかね。

<オブザーバー>

もしそこで、親御さんが嫌だといって委託して何か起こった時に、後が本当に大変なので、親御さんの意思を尊重してということになります。

<分科会長>

でも、嫌がる人多いよね

<オブザーバー>

そこで子どもさんが里親さんと愛着が出来てしまうと嫌だという人もいます。

<分科会長>

それは本来望ましいという方に入れるわけやね。親は反対しているけれど。

<分科会長>

他に特にこの点は押さえて欲しいとかそういう意見はないですか。児童相談所と区の要保護児童対策地域協議会と体制強化をしないといけないですね。全国と比べると大阪市は児童相談所の場合は、配

属年数は配慮してくれていると思います。他の都市はもっと早く変えてしまいます。ただ、区の要保護児童対策地域協議会は配慮がないように思う。いつも研修の感想文などでもせっかく慣れた頃に異動で変わってしまい、残念ですといった意見もあります。体制強化を考えるのであれば、区の要保護児童対策地域協議会の異動ローテーション、専門的位置づけを考えてもらわないと。研修は義務化して去年からやっていますけれども、3年後いないとなると、何のために研修をしたのか分からなくなりますよね。異動のルール化などを考えていただきたいなという気があります。実際の作業はワーキングチームが実施しますので、ここでは、こういう点をもうちょっと押さえる必要があるという意見はありますか。

#### <委員>

選択肢を増やせという視点で考えて欲しいんですね。つまり国は里親が良いとか、特別養子が良いとか、正解がそこにあるような考えをすることが間違いで、そうではなくて養護施設しかいけない、というのであればそれが良くないのであって、最終的なボリュームで把握するんじゃなくて、このケースはどっちが良いのかという話なんですよ。そのために受け皿を整えなければいけないという話と、そこへ流せばよいという話は全然違うわけだから、持続的に家庭に戻してどうなったかという話はご存知のとおりなわけで、これ以上施設においておけないとなって、みんな家庭に帰して、みんなTVで事件になったりする。児童相談所が全く知りませんでした、なんてケースはそうないわけで、それは結局流れを作ってしまう。要は受け皿は例え話で言ったら30%まで受け皿を作りますという発想はあっても、だから30%行かせますではなく、物の考え方としては、個々の本人の希望や親の希望は微妙なこともあります、一方でニードとデザイアと違うので、本人の希望っていうのがニードかは違いますからね。悲しい結末を迎えて死んだ子も前向きにその子自身に施設に入りたいか聞いたら、嫌だと答えたと思います。あれだけひどい目にあってもお父さん、お母さんと一緒にいたいと答えたと思います。それはニードですかと言われたらニードではない。ニードというのは、社会的にしっかりと測っていかないといけない。今は自己決定で何が何でも本人の意思表示だというようなことを言っているのはちょっと違う。ただ、重要な本人の願いや重要な大事にされるべきファクターではあるけれど、そういう意味で言うと本人や家族の願い、でも専門的に見た時には本人は辛いかもしれないけれど、社会的判断、組み合わせる中でどの道が選ばれるかは分からない。そのための受け皿が今まではあまりに不足していたと。そのために、里親であろうが、ファミリーホームであろうがそういう受け皿はしっかりと作っていかないといけないというロジックなら分かりますのでね、そういうロジックで要は施設がダメで家庭へ動かすというわけではないだろうと。施設は施設で改善はするべきところもあるのでしょうけれど。是非大事にしてもらえたら嬉しい気がしますけれども。

#### <分科会長>

後は、国も言っていますけれども、民間頼りですよ、フォスタリングも。これからもっと進んでいくと思うんですよ。公ではできませんから。そうすると公民の協働体制をどう作っていくのかという点についても整理して考えていかないといけないのかなという風には思いますけれども。

たとえば、研修やSV機能であったり、大阪バージョンの民間と公の協働、全体の体制がこういう風に今までより豊かになりました、という物の整理も考えていかないといけないかなという風に思いますね。

#### <委員>

市町村のこどもの相談の構築なんですけれども、11ページの1なのでなんですけれども、支援メニューですよ。ショートステイすごく大事なんです。すごく有効なんだということは検証なんかで調査研究す

ると出てくるのですね。ショートステイがどの程度区などでどの程度利用され、足りないのかであったりとか、どういう工夫がお母さんの育児負担を楽にするために行けるのかというのは、とても大事なことだと思うので、合わせてそういったことの実態を把握していただきたいと思います。実際に施設が運営してショートステイを一般に開放しているところもあるのですが、それこそ虐待をしているお母さんだけではなくて、一般のお母さんについても育児支援が必要だと。ショートステイは凄く有効なので、そういう大阪の成功例とか、そういうのも出してもらえれば、それも施設利用ですよ。乳児院とかそれから児童養護施設のショートステイっていうのはどれだけ足りないのか、もっともっとニーズがあるのかとか。ニーズがあるけど、空いてない、断られているなどのこともあるんですね、施設が満杯なので。そういうことをどんどん言ってもらって、社会に開かれた施設利用という意味ではすごく大事なと思うので、是非お願いしたいです。

<事務局>

はい。

<分科会長>

大阪市は乳児院のショートステイは実際、満杯なので、利用できない。

<委員>

他の市によっては、児童養護施設の出先で作っているんですよ。ファミリーポートっていったら枚方などでは、延べで1万人くらいの方が色々なことで使っています。そこで押さえられるお母さんのしんどさとか、他の県でやっていますけれども、しんどくなった時にショートステイでお母さんにとってのレスパイトというか、そういう意味もあるんですね。こどもにとってもそうですよね。夏休みにこんな暑い中でずっと顔を突き合わせていたら、お母さんも疾患などがあるとしんどくなる。そういう意味では、夏にお母さんが1週間預かってもらうだけでずいぶん助かるんです。そういった社会的養育の利用の仕方というのはありかなと思いますので、是非お願いしたいと思います。

<分科会長>

他はどうですか。包括的フォスタリング機関は大阪市は先行してこども相談センターがやっていて、2年後に委託ですよ？

<オブザーバー>

今のところ、当初予定ではそういう流れ、法人を設立して民間へ委託するというところの方針ではあったんですけども、今回改めてフォスタリング機関についても今後どうしていくのかということをごども相談センターの中でも協議しているところです。

<分科会長>

大阪市全域を想定していますよね。他の自治体を見ていると分けていますね。包括は難しいということ。

<オブザーバー>

フォスタリングのガイドラインでも、全部見るというだけではなくて、併用するというか、そういう併用型も可と言われていきますので、分けているところもあるかと思います。

<分科会長>

エリアを区切って他のところは児童家庭支援センターでお願いしますとか、大阪府でも一部だけですよ。いろいろ分けているところの方が多い。だから全国里親会はあれで分断されるんじゃないかという意見も出ています。

<オブザーバー>

大阪市の場合、260万人という大きな人口の中で1か所で委託して賄えるのかどうかというところが、やはり難しいところですね。そこを含めて検討していかないといけないですね。

<分科会長>

一時保護改革というのもちよっと今回を見ていたら前のビジョンよりも少し優しい。数字に対して難しいのが分かっているから、こういう書き方になっているのかと。こども相談センターと一時保護所を3つ作ることは決定ですか。

<事務局>

それぞれ一時保護所併設で3つです。

<委員>

一時保護所も集団で馴染まない子、しかも里親に預けてもなかなか難しいと聞いているのですけれども、一対一でしか、例えば病院に入らないといけない子のような場合に1室だけ一時保護委託という形で確保しておくとか、ゆくゆくですけれども、そういったところも確保しておかないといけないのかなと思ったりします。

<分科会長>

医療の1室確保は難しそうですね。

<オブザーバー>

他都市では1室を年間借り上げているところもあるようです。緊急の時にもその病院には空けておくというような形で。併設の小児科病棟ですね。年間何百万円という形で空けておいてもらうと。

<分科会長>

それと、今どんどんと警察とこども相談センターの情報共有が進んできている。国は特定のケースの場合は情報共有しなさいと。警察は地方と全面的な共有をしますと、それは広がっています。虐待情報の共有をしている市では各機関がそこに入って情報共有されているように聞くので、虐待情報の共有のあり方みたいなものについても整理が必要なように思います。他にご意見はないでしょうか。

<委員>

ワーキングで2年間でこれをしないといけないんですね。ワーキングのメンバーが誰なのかというところを心配しています。

<事務局>

先立ちましてワーキングの候補者の一覧を用意しておりますので、お配りさせていただきます。

<事務局>

ワーキングということで、児童福祉専門分科会の元に検討ワーキングを立ち上げたいと考えております。メンバー構成としては児童福祉の学識経験者の方、弁護士の方、児童福祉施設等に從事されている方、里親経験者ということで、7名の方にワーキング委員ということでご参画いただいて、そこでご意見をいただいた上でと考えております。

<分科会長>

本人は了解しているんですか。

<事務局>

内諾はいただいております。

<分科会長>

具体的な作業はこのメンバーでワーキングのチームを作るということはよろしいでしょうか。

<委員>

ワーキングのメンバーが今日の話で、国バージョンに沿ってやるのか、大阪市バージョンに沿ってやるのか、独自のものをに入れてやるのかという意向はきちんと伝えてもらえるでしょうか。

<事務局>

大阪市バージョンの方向で意向を受けたと進めようかと思えます。

<分科会長>

国の大きな流れはありますけれども、それ通りではなくて、大阪市の事情を踏まえてということですね。

<事務局>

国の方も地域の実情を踏まえてとなっておりますので。

<分科会長>

そういう形で作業はお願いするというのでよろしいでしょうか。

<事務局>

残りは参考資料ということで7月26日に東京都の目黒の事件を受けて、大阪市でも、このような事件が起こることがないようにということで、市長トップの児童虐待防止体制強化会議を7月26日に開催しました資料をお付けしております。先ほど<分科会長>先生からもいくつか出ましたが、区の体制強化であるとか、大阪市としての警察との情報共有であったりとか、大阪市としてのそういう項目については体制強化会議でも検討することとなっておりますので、報告させていただきます。

<分科会長>

これで本日の専門分化会を終了したいと思います。それでは事務局の方に返させていただきます。

<事務局>

<分科会長>分科会長、ご進行ありがとうございました。本日は委員の皆様、お忙しい中、ご審議いただきましてありがとうございます。本専門分科会で頂戴しましたご意見等を踏まえまして、本市の社会的養育推進計画の策定作業を進めて参りたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。